

## 教育委員会の懲戒処分一覧

(H31. 4. 1～現在)

処分年月日	所属部局 職位 年齢	処 分 内 容	処 分 理 由
R3. 12. 24	高校 校長 60 歳	減給 1/10 3 月	<p>被処分者は、令和元年度に、高校教育課長であった際、高校の教諭の「児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動」（懲戒処分等の指針 第3 1 児童生徒に対する非違行為関係 わいせつな行為等（2））に該当する行為について、保護者からの申し立てや校長からの事故報告に基づき、部下職員に事案の内容を詳しく把握し、必要な調査等を行うよう命じるなど、適正に処理していれば、当該教諭に対する懲戒処分等を行うことができたにもかかわらず、判断を誤った結果、当該教諭が定年退職し、懲戒処分等が行われないう事態を招いた。</p>
R3. 12. 24	高校 校長 60 歳	減給 1/10 2 月	<p>被処分者は、令和元年度に、管理監督者として部下職員であった教諭の「児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動」（懲戒処分等の指針 第3 1 児童生徒に対する非違行為関係 わいせつな行為等（2））に該当する行為を防ぐことができなかった。</p> <p>また、被処分者は、当該教諭の行為を把握した際、県教育委員会（高校教育課）へ報告すべきものであったにもかかわらず、保護者から申し立てがあるまで報告を行わなかった。</p> <p>さらに、保護者から申し立てがあり、高校教育課から事実確認を求められた際、当該教諭による被害生徒への詳細な発言内容について報告すべきであったのに、報告しなかった。</p> <p>これらの態様は、事実を隠ぺいしたものであると捉えざるを得ない。</p>
R3. 11. 12	小学校 教諭 53 歳	停職 1 月	<p>被処分者は、令和2年5月3日、上田市内の商業施設内において、店内にいた女性の背後から、自分の体液を同女性の衣服に付着させて汚した行為を認めたことにより、令和3年7月11日、器物損壊の容疑で逮捕された。</p> <p>被処分者は、警察署で取調べを受けている中で、平成31年1月14日、東御市内の商業施設内において、店内にいた女性の背後から、自分の体液を同女性の衣服に付着させて汚した行為も認めたことにより、令和3年7月21日、器物損壊の容疑で再逮捕された。</p>
R3. 9. 13	小学校 教諭 27 歳	戒告	<p>被処分者は、令和3年4月15日（木）、私用で自家用車を運転中、中央自動車道西宮線入り辰野町樋口付近に設置されている速度自動取締装置により時速 56km の速度超過が検知され、後日検挙された。</p> <p>被処分者は、令和3年7月15日付けで、佐久簡易裁判所から道路交通法違反による罰金 8 万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R3. 5. 21	小学校 教諭 24 歳	戒告	<p>被処分者は、令和2年12月30日（水）午後4時13分頃、私用で浅間山麓広域農道の緩やかな右カーブを自家用車で走行していた際、助手席側足下に落ちたポストンバッグに脇見をし、進路前方の安全確認不十分のままハンドルを的確に操作せず、センターラインを越え対向車線に進入し、対向車線を走行してきた軽自動車の右前部に衝突させた。これにより、被害者に右鎖骨骨折により全治2か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、令和3年3月29日に上田区検察庁から自動車運転死傷処罰法違反で起訴され、令和3年4月8日付けで、上田簡易裁判所から同罪により罰金 70 万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R3. 3. 25	高等学校 教諭 60 歳	減給 1/10 2 月	<p>被処分者は、令和元年9月から令和3年1月下旬にかけて、元同僚の教諭に対して一方的に好意の感情を抱き、私的なメールや文書を複数回送ったり、深夜に自宅アパートを訪れ手紙などを投函したりする等の行動により精神的な苦痛を与えた。</p> <p>このことにより、令和3年2月に被処分者は「ストーカー行為等</p>

			の規制等に関する法律」に基づく警告を警察から受けた。
R3.3.12	小学校 講師 42歳	停職 4月	被処分者は、令和2年11月13日（金）、被害児童が校庭で遊んでいた他の児童にボールを当てたことに対する謝罪について指導する際、校庭及び玄関において、被害児童の首を押さえ、地面に押し付ける等の体罰を行ったほか、同児童の足を払って仰向けに倒し、胸元付近を足で踏みつける体罰を行った。その際、同児童の頭部が床にぶつかったため、同児童は左急性硬膜外血腫及び頭蓋骨骨折により全治約1か月間の傷害を負った。
R3.3.12	小学校 校長	減給 1/10 1月	被処分者は、体罰の厳禁について、指導・研修を通して教職員に十分に浸透させることができず、令和2年11月、同校の講師の児童への体罰を防ぐことができなかった。 また、本事案発生直後の対応に適切さを欠いたことにより、被害児童への対応が遅れる事態を招いた。
R3.2.4	小学校 講師 23歳	免職	被処分者は、令和2年12月5日、盗撮目的で上田市内にある高等学校に許可なく侵入し、女子トイレ内において、スマートフォンのカメラを用いて盗撮を行った。同日、建造物侵入の容疑で逮捕された。 被処分者は、同年12月25日、上田区検察庁により建造物侵入及び軽犯罪法違反の罪で略式起訴された。同日、上田簡易裁判所により罰金10万円の略式命令を受け、納付した。
R2.11.13	高等学校 教諭 51歳	免職	被処分者は、令和2年8月14日（金）、帰省先の実家から親族の運転する車で買い物等に出かけた際の午前10時50分頃から飲酒をし、更に午後3時頃から実家で飲酒した後、午後5時30分頃に自家用車を運転して自宅へ向かう途中、午後7時30分頃に長和町内の国道上で縁石に乗り上げる自損事故を起こした。 近隣住民の通報により駆けつけた警察官による呼気検査の結果、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検知された。被処分者は、10月22日（木）、道路交通法違反により罰金40万円の略式命令を受け、10月28日（水）に納付した。
R2.10.19	小学校 教諭 58歳	停職 6月	被処分者は、令和2年7月28日午後5時10分頃、大型商業施設の食品売り場において、食料品（3,500円相当）を窃取し、警察の事情聴取を受けた。 また、被処分者は、それ以前にも複数回窃盗を行っていたことを認めている。
R2.3.24	中学校 講師 31歳	免職	被処分者は、令和元年9月上旬、松本市内のホテルにおいて、SNS会員制交流サイトで知り合った相手が18歳に満たない少女であると知りながら、同少女に対し、現金を渡して買春行為を行ったとして、同年10月23日、長野県警察本部少年課と松本警察署により逮捕された。被処分者は、同年11月7日、松本区検察庁により「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反（児童買春）の罪で略式起訴され、同日のうちに松本簡易裁判所により罰金50万円の略式命令を受け、納付した。
R2.3.10	小学校 教諭 54歳	戒告	被処分者は、令和元年11月13日（水）帰宅後の午後8時45分頃、商業施設駐車場で、自車を駐車するため時速約5kmで後退させた際、後方不注意により駐車場内に立っていた被害者に気付かず、自車右後部を被害者に衝突させて転倒させた。これにより、被害者に右腕橈骨頭を骨折等により全治3か月の傷害を負わせた。 被処分者は、令和元年12月20日に松本区検察庁から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反で起訴され、令和2年1月8日付けで、松本簡易裁判所から同罪により罰金30万円の略式命令を受け、納付した。
R2.1.16	小学校 教諭 51歳	停職 6月	被処分者は、令和元年9月、自分が指導を担当した教育実習生と参加した学校行事の慰労会終了後、会場から最寄り駅までの途上で、同実習生と手をつないだり抱きしめたりしたほか、電話をかけたり複数回メールを送信したりするなどして、指導・評価される立場にあった

			同実習生に精神的苦痛や不安を与えた。
R1. 11. 11	小学校 講師 28 歳	戒告	被処分者は、令和元年9月14日(土)、自家用車で国道142号線を運転中、設置されたレーダー式速度取締機により時速61kmの速度超過が検知され、同日検挙された。 被処分者は、令和元年10月2日付けで、佐久簡易裁判所から道路交通法違反による罰金10万円の略式命令を受け、納付した。
R1. 6. 7	高等学校 事務長 57 歳	免職	被処分者は、平成29年4月に北信地区の高等学校に赴任し、私費会計を担当していたが、同年5月から平成31年3月にかけて、PTA一般会計から3,735,280円、クラブ振興費から221,032円、及び同窓会特別会計から1,587,620円、総額5,543,932円を着服し、私的に費消した。 なお、横領した金額は、親族が全額弁済を行っている。
R1. 6. 7	高等学校 校長 59 歳	戒告	被処分者は、適正な会計事務の徹底を欠いたため、事務長が担当していた私費会計から着服し私的に費消するという不正行為を行っていたことを発見できなかった。
R1. 6. 7	高等学校 教諭 61 歳	戒告	被処分者は、校長として勤務していた高等学校において、適正な会計事務の徹底を欠いたため、事務長が担当していた私費会計から着服し私的に費消するという不正行為を行っていたことを発見できなかった。
R1. 6. 7	高等学校 主任 64 歳	減給 1/10 1 月	平成30年11月21日(水)、学校敷地内において、作業台を壊した木材約37.4キログラムの廃棄物の焼却を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した。このことにより、被処分者は、令和元年5月8日罰金30万円の略式命令を受け、5月20日納付した。
H31. 4. 19	高等学校 校長 50 代	戒告	被処分者は、非違行為の防止に関して、指導・研修を通して教職員に指導を徹底できず、部下実習助手による生徒へのわいせつな行為を防ぐことができなかった。
H31. 4. 19	高等学校 実習助手 20 代	免職	被処分者は、昨年度中において複数回、校外において、自校の生徒2名に対して、わいせつな行為を行った。